

消防計画の解説【中規模・統括防火管理用】

第1 作成上の留意事項

1 消防計画【中規模・統括防火管理用】の作成例の活用対象物

消防法第8条第1項の防火管理者の選任を必要とする防火対象物のうち、事業所の延べ面積が1,000m²を超えるもので、統括防火管理が該当するものの消防計画を作成する場合に活用します。

2 記入上の注意事項

- (1) 消防計画の作成例は、一般的な事業所の形態を想定しているため、個々の事業所の形態及び建築構造、設備等の設置状況等の実態とその特異性を考慮して、適宜、加筆修正をして作成してください。
- (2) 加筆修正する場合は、当該事業所の実態を踏まえて、各項目の「その他」の欄又は余白に書き加えるなどしてください。
- (3) *印の欄には、消防計画を作成する事業所の実情について記入してください。
- (4) **印の欄には、消防計画を作成する事業所の実情に応じて、該当する場合にのみ記入し、該当しない場合は二重線などで消去してください。

3 留意事項

- (1) 作成する消防計画【中規模・統括防火管理用】の各項目は、「第3 作成例」の○留意事項○に基づいて、作成してください。
- (2) 作成例に示すもののほか、各事業所において必要と思われる事項は、消防計画の内容に盛り込んでください。

4 消防計画作成チェック表等の添付

消防計画作成（変更）届出書には「消防計画作成チェック表（中規模・統括防火管理用）」を添付するとともに、中規模用消防計画の定める事項に漏れがないかどうかチェックを行ってください。

第2 消防計画作成チェック表（中規模・統括防火管理用）

□統括防火管理義務対象物 [該当・非該当]

作成する内容		必要項目	作成 チェック	※備考
[1]	目的と適用範囲	○	✓	
[2]	管理権原者及び防火管理者の業務と権限	○	✓	
[3]	消防機関への報告・連絡	○	✓	
[4]	統括防火管理者への報告	○	✓	
[5]	火災予防上の点検・検査	○	✓	
[6]	守らなければならないこと	○	✓	
[7]	事業所の自衛消防隊の編成と任務等	○	✓	
[8]	休日・夜間の防火管理体制	○	✓	
[9]	地震対策	○	✓	
[10]	防火・防災教育	○	✓	
[11]	訓練	○	✓	
[12]	防火管理業務の委託等 [該当・非該当]	△	✓	
[13]	避難経路図の掲出	○	✓	
[14]	附 則	○	✓	
別表1	日常の火災予防の担当者と日常の注意事項	○	✓	
別表2-1	自主検査チェック表（日常）「火気関係」	○	✓	
別表2-2	自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」	○	✓	
別表3	自主検査チェック表（定期）	○	✓	
別表4	自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」	○	✓	
別表5	事業所の自衛消防隊の編成と任務	○	✓	
別表6	オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト	○	✓	
別表7	施設の安全点検のためのチェックリスト	○	✓	
別表8	防火管理業務の一部委託状況表	△	✓	
別表9	防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表	△	✓	
別図	避難経路図	○	✓	

(備考) 1 ○印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目、△印は、当該事業所の実情に応じて該当する場合に記入すること。

2 作成チェックは、消防計画の作成者が、当該事業所の防火に係る消防計画を作成するにあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「 ✓ 」印でチェックする。

3 [該当・非該当] の欄は、どちらかを○で囲む。

第3 作成例

○留意事項○

ポイント

管理権原者及び防火管理者のほか、当該事業所に勤務するものが、この計画を守ることを定めておく必要があります。

例

*〇〇〇〇 春日井店における
防火管理に係る消防計画
【中規模・統括防火管理用】

* _____年____月____日作成

1 目的と適用範囲

1 目的

作成する消防計画の目的や根拠法令を理解します。この目的において、どの防火対象物の消防計画であるかを明確にしておく必要があります。

例 *〇〇〇〇 春日井店の防火管理についての防火管理上必要な事項を定め、

2 適用範囲等

防火管理業務の範囲を計画に定めるものとします。

(1) 管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ場所的範囲（エリア）を文書又は平面図等により図示する等して明確にする必要があります。

例 この計画による管理権原の及ぶ範囲は、*〇〇〇〇ビルのうち、*〇〇〇〇 春日井店が使用する部分とする。

(2) 作成する消防計画が適用される範囲を定める必要があります。

イ 消防計画の適用範囲は、管理権原者及び防火管理者のほかに、事業所に出入りするすべての者に適用するように定めておきます。

例 *〇〇〇〇 春日井店に勤務し、出入りするすべての者

ウ 防火管理業務を第三者に委託している場合は、委託を受ける者（以下、「受託者」という。）も消防計画の適用対象とします。

2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

ポイント

管理権原者が防火管理者についてすべての責任を持つことと、防火管理者の実施する防火管理業務の内容について理解しなければなりません。

1 管理権原者の責務

- (1) 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者を選任して行わせるものではありますが、最終的な防火管理責任は、管理権原者にあることを消防計画の中で明確にしておく必要があります。また、防火管理者として選任される者は、防火管理業務の推進役としてその中核をなし、かつ、十分に防火管理業務を遂行できる地位にあり、その権限を行使できる者でなければなりません。
- (2) 防火・防災上の建築構造、消防用設備等や特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にしておきます。
- (3) 管理権原者は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する責任を負わなければなりません。

2 防火管理者の責務

- 防火管理者は、次に掲げる業務について、責任を負います。
- (1) 消防計画に定める訓練計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を実施しなければなりません。
 - (2) 建物、危険物等の施設、火気を使用する設備器具（以下、「火気使用設備器具」という。）消防用設備等の点検・検査の実施及び監督についての義務を負います。
 - ア 建物に設置されている消防用設備等
 - イ 建物の主要構造部（基礎、構造等）や内装等
 - ウ 防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁等の火災の拡大を防ぐための施設
 - エ 階段、避難口等の避難するために必要な施設
 - オ 電気を使用する設備全般
 - カ 危険物製造所等、少量危険物貯蔵取扱所や指定可燃物貯蔵取扱所等
 - キ 火を使用する設備全般
 - (3) 消防用設備等の法定点検、整備の際は、立ち会い、確認をします。
 - (4) 改装、模様替え等の工事場所は、溶接・溶断等で火花が散るなどして危険が高いことから、防火管理者が立会い、確認をします。
 - (5) 火気を使用する場合は、取扱いに関する指導監督を行います。
 - (6) 過剰な人員が入場することのないように収容人員を適正に管理します。
 - (7) 防火管理者がリーダーとなって、従業員やその他防火管理業務に従事する者に対する防火・防災教育を実施します。
 - (8) 防火担当責任者や火元責任者など防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え適切に監督する業務を実施します。
 - (9) 管理権原者に対しては、不備欠陥箇所や自主チェック表に基づく検査・点検について報告し

ます。

- (10) 放火防止対策を定め、その内容の推進を図ります。
- (11) 地震による被害軽減のため、防災施設・避難施設の点検・検査の実施及び監督についての義務を負います。
- (12) 地震発生時におこる家具類の転倒、落下、移動の防止措置を行います。
- (13) その他上記以外に防火管理者として行わなければならない防火管理業務を実施します。

3 消防機関への報告・連絡

ポイント

消防計画を変更した場合等については、消防機関へ報告、連絡することを明記しておきます。

1 消防機関へ報告、連絡する事項

- (1) 防火管理者の選任・解任をした場合は、届出が必要となります。(消防法施行規則第3条の2)
- (2) 消防計画を作成・変更した場合は、届出が必要となります。(消防法施行規則第3条)
- (3) 消防計画に基づき、消火・通報及び避難の訓練を実施するときは、事前にその訓練計画の通報(届出)が必要となります。(消防法施行規則第3条第11項)
- (4) 消防用設備等の点検結果は、不特定多数の者が利用する用途部分を含む特定防火対象物では1年に1回、その他の防火対象物では3年に1回は消防機関に報告することが義務付けられています。(消防法施行規則第31条の6)
- (5) その他(※)
下記の事項に該当する防火対象物は、別途、その内容を記入します。

ア 劇場・映画館・観覧場・公会堂若しくは集会場の舞台又は客席、及百貨店・マーケット・その他の物品販売業を含む店舗又は展示場の売場、展示部分などは、喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みが禁止されているので、これらの行為を行おうとするときは、禁止行為の解除承認申請書」を春日井市消防長に提出しなければなりません。(春日井市火災予防条例第23条)

例

(5) その他 禁止行為の解除承認申請書	※ 喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき	※ 管理権原者等
--------------------------------	--	--------------------

イ 消防法施行令第4条の2の2に定める防火対象物の点検が義務付けられている防火対象物では、1年に1回は点検結果を春日井市消防長に報告しなければなりません。(消防法施行規則第4条の2の4)

例

(5) その他 防火対象物点検結果報告	※ 1年に1回	※ 管理権原者
------------------------	------------	------------

ウ 上記以外で消防用設備等の設置、少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取扱い、火を使用する設備等の設置等の届出を必要とすると予想される場合は、別途記入します。

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

(1) 管理権原者は、防火管理業務上の必要な書類を編冊して「防火管理維持台帳」を作成し、整備、保管しておかなくてはなりません。

なお、照応法施行令第4条の2の2に定める防火対象物の点検報告が義務となる防火対象物では、当該台帳の作成、保管等が義務付けられています。(消防法施行規則第4条の2の4)

【取りまとめて編冊しておく書類の例】

ア 防火管理者選任(解任)届出書、消防計画作成(変更)届出書の写し

イ 防火管理講習の修了証の写し

ウ 工事整備対象設備等着工届出書の写し

エ 消防用設備等(特殊消防設備等)設置届出書の写し

オ 消防用設備等の検査済証

カ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の写し

キ 消防計画に基づき実施される次の事項の状況を記載した書類

- ・ 火災予防上の自主点検の状況
- ・ 消防用設備等の点検及び整備の状況
- ・ 避難施設の管理の状況
- ・ 防火上の構造の維持管理状況
- ・ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
- ・ 消火・通報及び避難の訓練の状況(自衛消防訓練等実施計画(結果)届出の写し)
- ・ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者、又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督状況

ク その他防火管理上必要な書類

- ・ 避難経路図
- ・ 防火管理業務の委託に関する書類
- ・ 禁止行為の解除承認申請書

4 統括防火管理者への報告

統括防火管理が該当する事業所の場合は、防火対象物の全体について統括防火管理者が作成した「全体についての消防計画」に定められた事項と「事業所の消防計画」との整合を図るために内容を定めておきます。

具体的な内容として、全体についての消防計画に基づき事業所の用途を変更するときや消防用設備等を設置・変更するとき、テナントの内装を改修するときは、あらかじめ統括防火管理者に報告するように定めておきます。また、統括防火管理者から指示命令された事項についても、その都度、結果の報告を行うように定めておきます。

5 火災予防上の点検・検査

ポイント

出火防止・避難安全等の確認項目及び消防用設備等、防火設備等、火気使用設備器具などの自主的な点検・検査項目を定めておきます。

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務については、別表1の例示のように定めておきます。
- (2) 別表1を配布する対象者及び周知させる方法を定めます。
休憩室や更衣室に貼付するなどして、各自の任務を周知させ、部屋の出入口等に防火担当責任者、火元責任者の氏名を掲示するなどして確実に行わせる必要があります。

2 自主的に行う検査・点検

- (1) 終業時等の機会を捉え、次のような項目について点検を実施して、結果を別表2-1に記入します。
 - ア 吸殻の処理
 - イ 閉店・閉館時等の火気使用設備器具の確認
 - ウ 電気を使用する設備等の電源の遮断の確認
 - エ 倉庫等の施錠確認
 - オ 火気使用設備器具等の異常の確認
 - カ 電気器具の配線の劣化・損傷
 - キ 噴煙の管理
 - ク その他（トイレ等の巡回等）
- (2) 避難口・階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害などについて、おおむね1日2回以上、点検を実施して、結果を別表2-2に記入します。
- (3) 建物の構造、防火戸等の防火設備、階段・通路等の避難施設、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設の状況に応じた防火に関する項目について、おおむね年4回程度、自主的に検査を実施して、結果を別表3に記入します。
- (4) 消防用設備等の維持管理に関する項目について、おおむね年2回程度、自主的に検査を実施して、結果を別表4に記入します。
- (5) 自主検査・点検の実施時期、検査実施者を定めておきます。

例)

検査・点検実施項目	検査実施時期（＊）	検査実施者（＊）
別表2－1 『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』	毎日（終業時実施）	最終帰宅者
別表2－2 『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』	毎日（適宜実施）	各階火元責任者
別表3 『自主検査チェック表（定期）』	3月、6月 9月、12月	防火管理者
別表4 『自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」』	3月、9月	防火管理者

3 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防用設備等の法定点検は、点検の実施から点検結果報告書の届出までに一定の期間を要することを考慮して、計画的に実施しなければなりません。
- (4) その他
消防設備等の維持管理のすべてを建物所有者側で実施しているときは、建物所有者側の責任で実施する旨をその他の欄に記入してください。

例 ※消防用設備等の法定点検について、賃貸契約に基づき、建物所有者の責任において実施するものとする。

4 報告等

- (1) 防火管理者は、自主検査・自主点検及び法定点検の結果をその都度確認し、その記録を管理することを明記しておきます。
- (2) 防火管理者は、前(1)の結果で不備があった場合、管理権原者に報告して改修の指示を仰ぐことを明記しておきます。

6 守らなければならないこと

ポイント

出火防止・避難安全等の確認項目及び消防用設備等、防火設備等、火気使用設備器具などの自主的な点検・検査項目を定めておきます。

1 従業員が守るべき事項

- (1) 避難施設の管理について定めておきます。
- ア 避難口、廊下、階段、避難通路などの避難施設には、避難の障害となる物品（ダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等）を置かないようにします。
- また、そのような物が置かれていることを発見した場合は、直ちに除去することとします。

- イ 防火戸・防火シャッターとは、階段等への出入口に設けられる扉、シャッター等を指し、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たしているので、これらの作動に障害となる物品（ダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等）を置かないようにします。
- ウ 上記ア及びイにより発見された物品が容易に移動できない場合は、直ちに防火管理者に報告しなければなりません。
- エ その他必要な事項を記入します。
飲食店やホテル等の場合は、次の例を参考に定めておきます。

例 ※ 担当する階の非常口等の管理状況について常に確認しておく。(飲食店等)
※ 担当する階の非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。(ホテル等)

- (2) 日頃から従業員、職員等の防火・防災意識を高め、火気管理を徹底する必要があります。
- ア 喫煙は、指定された場所で行うように定めておく必要があります。
 - イ 業務終了後には使用した灰皿の整理を行うとともに、使用した火気使用設備器具の安全を確認する必要があります。
 - エ 火気使用指定場所以外の場所で、臨時に火気を使用する場合は、防火管理者がその火気使用状況を把握しておかなければなりません。
 - オ 石油ストーブ、湯沸し器などの燃焼器具の周囲には、燃えやすい物を置かないことを徹底させます。
 - キ 調理作業では油脂を含んだ蒸気が発生するため、厨房機器やその周囲は絶えず油で汚れています。汚れたままにしていると、油かすに火がついて火災になることがあるため、点検・清掃を行います。
 - ク 油脂が発生する厨房設備等の排気ダクトには、火災発生時に炎の侵入を防ぐために、防火ダンパーや自動消火装置が設置されていますが、付着した油かす等により正常に作動しないことによる火災事例が発生していることから、日頃から整備・清掃をしなければなりません。
 - ケ ガス機器からの火災は、その半数以上が使用中の放置から発生しているため、注意が必要です。
 - コ その他必要な事項を記入します。
事業所の各用途に応じて、次の例を参考に定めておきます。

例 ※ 客席内における観客等の喫煙制止について、万全を図る(劇場等)
※ 吸殻の回収は一定時間ごとに行い、他のゴミと一緒にしないように分別処理をする。(遊技場等)
※ 客室内の客の入替え時ごとに吸殻、ゴミくずの処理を行う(ホテル等)
※ 玉洗い場で使用した油ぼろ等は、他のゴミと一緒にしない(パチンコ店、工場等)
※ ストーブ等の暖房器具の周囲には、保護柵を設けて使用する(幼稚園等)

- (3) 放火火災を防止するために、放火の危険性を踏まえて事業所の実態に応じて対策を行う必要

があります。

過去の火災事例を見ると、トイレ・倉庫・階段室など、死角となる部分からの出火が多いことからも、このような場所を重点とした放火防止対策をとる必要があります。

カ その他必要な事項を記入します。

事業所の各用途に応じた放火防止対策を、次の内容を参考に定めておきます。

- 例
- ※ 警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。
 - ※ 裏口から出入りする者のチェックを行う。(百貨店、病院等)
 - ※ 始業時に従業員及びその他防火管理業務に従事する者に対して、放火防止教育を行う。(遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院等)
 - ※ 帳場又はレジ等に消火器を増設する。(飲食店等)
 - ※ 保安室(防災センター)におけるモニターテレビによる監視体制を強化する。
 - ※ フロント等には、消火器を増設する。(ホテル等)
 - ※ 児童の手に届くところにマッチ、ライター等を置かない。(幼稚園等)

2 防火管理者等が守るべき事項

- (1) 収容人員の管理は、事業所の各用途に応じて次の例を参考に定めておきます。

- 例
- ※ 春日井市火災予防条例第39条で定められている定員を超えて観客等を入場させないこと。(劇場等)
 - ※ 出入口その他見やすい場所には、定員の記載した表示板を設けるとともにに入場者数が定員に達したときは、直ちに「満員」札を掲げること。(劇場等)
 - ※ 客席内の避難通路に観客等を収容しないこと。(劇場等)
 - ※ 全従業員は、収容人員の現況を防火管理者に報告し、指示を受けること。(遊技場等)
 - ※ 催事やバーゲンセール会場などの解説に伴い、混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難経路の確保、避難誘導員の配置等の必要な措置をとる。(百貨店等)
 - ※ 防火管理者は、各階の宿泊室の使用状況、宿泊者数、宴会場の使用状況等を把握し、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に徹底する(ホテル等)
 - ※ 重症患者、老人、乳幼児等、非常時に自力避難が困難な者は低層階に収容する。(病院等)
 - ※ 入院時等のチェックを励行し、患者数又は入所者数を棟ごとに常時把握する。(病院等)
 - ※ 長期療養又は入院を要する者等は、外出・外泊が行われるので、管理日誌、外出許可証等により確認する。(病院等)
 - ※ 通園する児童の人員をチェックし、事務室の掲示板に記入し、収容人員を常時把握する。(幼稚園等)
 - ※ 乳幼児は低層階に収容する。(幼稚園等)
 - ※ 集会室・会議室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と必要に応じて入室制限を行う。(事務所等)

(2) 工事中の安全対策の樹立

ア 管理権原者は、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を春日井市消防長に届け出なくてはなりません。

(ア) 事業所の増築等の工事で建築基準法第7条の6及び同法第18条第22項に基づき、特定行政庁の仮使用の承認を受けたとき。

(イ) 事業所の増改築、模様替え等の工事に伴い、消防用設備等の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼす恐れのあるとき。

イ 防火管理者は、工事中等の安全対策を樹立することが必要です。

ウ 防火管理者は、工事を行う者に対して次の事項を徹底させが必要になります。

- ・ 作業計画を提出して、防火管理者の指示を受けること。
- ・ 火気等を使用する作業にあっては、消火器等を配置すること。
- ・ 指定された場所以外では、喫煙、裸火の使用等を行わないこと。
- ・ 危険物等の使用は、その都度、防火管理者の承認を得ること。
- ・ 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。

エ 防火管理者は、工事を行う者等に対する火気管理等の指導を行うとともに、工事・催物等の計画内容や現場確認を行い、関係法令への適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行い、「消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届」（春日井市火災予防条例施行規則第5条）及び「防火対象物使用開始届出書」（春日井市火災予防条例第43条）等の必要な届出をしなければなりません。

また、「劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催」（春日井市火災予防条例第45条）においても、催事の興行主側が作成する催物会場を管理するために必要な計画（会場管理計画）の確認を行わなくてはなりません。

(3) 防火管理者は、火気の使用及び催物の開催等、防火管理上必要な事項を把握する必要があり、その内容によっては消防機関へ届出を必要とするものもあることから、関係者に対して必要な指示をすることによって火災予防上万全を期すように努めなくてはなりません。

(4) 建物又は事業所内で火気等を使用する場合の指定及び制限事項を定めておきます。

エ その他必要な事項を記入します。

事業所の各用途に応じて、次の内容を参考に定めておきます。

例 ※ ステージ・舞台等で危険物品や火薬類（クラッカー、花火等）又は火気を使用してショーや演劇を行うとき。（キャバレー、ホテル等）

※ カーテン、暗幕、じゅうたん等を設置又は交換しようとするとき。（特定用途防火対象物又はスタジオ等）

※ 展示品、装飾品等の配置換えによる売り場の模様替え又は主要避難通路、補助避難通路を変更するとき。（物品販売店舗、百貨店等）

※ 学生寮の鍵の管理及び施錠方法を変更しようとするとき。（特別支援学校等）

(5) その他

ア 防火戸の周囲には物品が置かれ、閉鎖の障害となることが多いことから、閉鎖範囲等をテープなどで明確にしておきます。

イ その他必要な事項を記入します。

春日井市火災予防条例第35条（劇場等の客席）及び第36条（劇場等の屋外の客席）等により設置された客席は、基準を遵守するとともに避難通路の管理をする必要があります。

また、催物の開催時（劇場等、ホテル等）においては、通常時の対応と異なるため、主催者側と十分に協議して対策を講じておく必要があります。

事業所の各用途に応じて、次の内容を参考に定めておきます。

例 ※ 春日井市火災予防条例に定める基準に従い、客席及び避難経路を管理する。（劇場等、キャバレー等、飲食店等、百貨店等）

※ 催物の開催時（劇場等、ホテル等）

防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対して、次の内容について報告をさせ、火災予防上必要な指示をする。

- ・催物主催者側の責任者名
 - ・催物の内容、規模等の概要
 - ・火気等の使用する場合の火気取扱い責任者名
 - ・喫煙管理及び火気管理の徹底方法
 - ・火災など災害時における観客等の避難誘導対策等
 - ・舞台上で裸火を使用する場合の春日井市消防長への届出
 - ・春日井市予防条例第45条に基づく、多数の者を収容して催しを開催する場合の春日井市消防長への届出
 - ・催物会場の自衛消防隊の地区隊の編成
 - ・ホテル等で一時的に物品販売等を行う場合の春日井市消防長への届出
- ※ 春日井市火災予防条例第37条の2に基づき、非常の際は速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する。（ディスコ、キャバレー、遊技場等）
- ※ 防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防炎品であるかの確認をする。（特定用途防火対象物又はスタジオ等）

7 事業所の自衛消防隊の編成と任務等

ポイント

事業所の自衛消防隊の編成は、災害発生時と警戒宣言が発令された場合と併せて作成する。

1 事業所の自衛消防隊の編成

(1) 届出する消防計画には、別表5を参考に作成した編成表等を添付してください。

また、自衛消防隊長や各班長には、当該事業所に勤務する防火管理者、又は当該事業所に勤務する管理的又は監督的な立場の者で、自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認め

られる者を記入してください。

- (2) 事業所においては、別表5の編成表を見やすい場所に掲出するなどして、各自衛消防隊員のその任務を周知させる必要があります。

2 火災発生時の自衛消防活動

(1) 通報・連絡

消防機関へ通報する義務は、消防法（以下、「法」という。）第24条により、火災を発見した者や付近にいる者に義務付けられています。

通報・連絡は迅速、かつ、状況に応じた内容を消防機関とともに指定場所（事務室、防災センター等）に通報するようにし、その後の消火、避難活動等が速やかに行われるようになります。

(2) 初期消火

初期消火は、初期消火班だけでなく火災の直近にいる者も身近に設置してある消火器具（消火器、水バケツ等）や屋内消火栓設備等を活用して消火活動を行います。

(3) 避難誘導

ア 事業所を訪れる客等の多くは、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されやすいため、事業所の自衛消防隊員の行う初期の指示、行動は、避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割を持っています。

エ 避難誘導の責任者は、火災の状況に応じてトイレや店内等に在館者が残っていないかを確認し、事業所の自衛消防隊長に報告する必要があります。

オ 事業所に屋外階段が備え付けられている場合は、原則として屋外階段からの避難を優先とします。

カ 事業所にエレベーターが備え付けられている場合は、火災発生時に運転停止による閉じ込めを防止するため、原則として使用禁止とします。

(4) 応急救護

救護所の位置は、その火災の状況に応じた臨機応変な位置とするため、必ずしも設置場所を定めておく必要はありません。

(5) 安全防護

ア 火災発生時は、延焼拡大を防止するため、避難誘導の完了後は防火戸や防火シャッターを閉鎖します。

イ 事業所内に集中管理の空調機器が備え付けられている場合は、火災発生時は他の階への煙の拡散を防止するため、空調機器の運転を停止します。

また、事業所にエレベーターが備え付けられている場合は、火災発生時に停電による閉じ込めを防止するため、運転を停止します。

ウ 事業所内に排煙設備が設けられている場合は作動させて、火災による煙を排出させて避難経路を確保します。

エ 事業所内に危険物品が保管されている場合は、火災の影響を受けない場所に移動させるか、除去するなどして、安全を確保します。

3 営業時間外の自衛消防活動体制

(1) 休日や夜間などの事業所が営業又は就業をしていない時間帯の巡回等を定めておきます。

(2) 営業時間外等における自衛消防活動

営業時間外等においては、従業員、職員等で在館している者全員で初動措置を行わなくてはなりません。

なお、休日出勤者や夜間の残業者など少ない人数でも効果的な初動措置ができるように日頃から教育、訓練を行っておく必要があります。

4 自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、原則として当該事業所の管理範囲内のみとします。

(2) 当該事業所に延焼の恐れがある場合は、有効に延焼防止活動が行えると事業所の自衛消防隊長が判断する範囲を活動範囲とします。

8 休日・夜間の防火管理体制

営業時間外等に事業所が無人となる場合の防火管理者及び連絡がとれる者で適切な処置ができる者等の氏名、電話番号を記入します。火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに駆け付けなければなりません。

例 * 緊急連絡先 氏名 防火管理者 ○○ ○○
TEL (090) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

9 地震対策

ポイント

地震その他の災害等による被害を最小限に止めるために、災害等に備えた予防対策や災害等が発生したときの活動対策を具体的に定めておく必要があります。

1 震災に備える事前計画

(1) 一定規模以上の事業所における点検整備は、点検個所、点検項目が多く一人ですべてを行うことは困難です。そのため、職場で働く人の中から別表1で定める日常の火災予防の任務分担に応じて組織的に点検を行うことが必要となります。

(2) 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、地震発生時に倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修等を行い、建物の安全を確保する必要があります。

また、建物が倒壊しない場合でも天井の落下、外壁タイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除くことが必要となります。

(3) 地震による揺れに備えて、別表6「オフィス家具等の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト」に従って、オフィスの家具類の固定等を行います。

(4) 危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応

じた対策を立てる必要があります。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じなければなりません。

- (5) 火気使用設備器具等からの出火を防ぐには、設備の本体、周囲の状況等を点検し、不備の改善をしておかなければなりません。具体的には、自動消火装置が正常に機能するか、燃料容器の転倒防止の措置がされているか等を確認しておきます。
- (6) 地震時には火災が同時に多発することが予想されるため、消火器等が指定された場所に常備されているかを確認しておきます。
- (7) 地震による火災や建物倒壊などの危険が予想された場合に適切に避難が開始できるように、事前に避難場所、避難方法を定めておきます。

春日井市では各市立小学校を指定避難所としていますので、避難場所を直近の市立小学校を指定しておきます。

【避難所とは】

災害等により住宅を失った場合に一定期間避難生活を行う場所。具体的な施設としては、小中学校や公民館などの公共施設が指定されることが多い。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その大きさは火災による輻射熱から身を守るために、概ね10ヘクタール以上が必要とされる。

例 ※ 避難場所は、春日井市の指定避難所である市立〇〇〇小学校とする。

- (8) 地震発生時には、消防隊の到着の遅れが予想されることから、消防隊が到着する前に初期消火や救助・救護を効果的に行うために、必要な資器材の準備をしておきます。

非常用物品として準備しておくと便利なもの

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、整腸剤、止血剤、ばんそうこう等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ズキン、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク等
その他	（事業内容に応じて）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

- (9) 新入社員が入社する時期や防災の日（9月1日）などの機会をとらえて防災教育及び訓練を

定期的に実施します。訓練を実施する際は、地震による被害想定に基づき、必要な人員、物資、資器材及び活動要領など、実践的な内容で行うようにします。

(10) 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」は、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」のほか、『警戒宣言』が発令された場合に発表される「東海地震予知情報」があります。警戒宣言が発令された時の事業所の自衛消防隊の対応は、火災発生時の対応とは別に、別表5に定めておく必要があります。

また、就寝施設等で休日、夜間の自衛消防隊を別編成している場合は、別表5に準じて警戒宣言が発令された場合の任務を定めておくことが必要となります。

(11) 定期的に行う訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的な事前計画となるよう見直しを図らなくてはなりません。

2 震災時の活動

(1) 大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指揮命令系統に混乱をきたすことが予想されます。そのため震災時には、各事業所は事態に柔軟に対応できる体制を構築して活動を行わなければなりません。

震災時の自衛消防活動の体制は、事業所の各用途に応じて、任務の種類や担当者の数などを考慮し、編成する必要があります。例えば、多数の客がいるような事業所では、避難誘導担当者を多くするなどの考慮が必要となります。

(2) 緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く感知し、地震による強い揺れが始まる数秒前から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせるものです。

【緊急地震速報を受信した場合の緊急措置】

- 大きなオフィス家具から離れ、机の下などに隠れて頭を保護する。
- 慌てて外に飛び出さずに安全スペースを探す。
- 火気使用設備器具を使用している場合には、揺れがおさまってから消火する。

(3) 地震による被害を最小限に抑えるには、まず身を守り、揺れがおさまってから二次被害を防ぐために素早く火の始末を行う必要があります。

【参考】

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震発生から1時間までの出火件数は112件で、地震発生後5分以内の出火件数は76件となっており、全体の67.9%を占めています。

(4) 危険物等を貯蔵し、取り扱う事業所では、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害の防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておきます。

(5) 大規模な地震発生時は、同時に多くの人が人や救助を求める者が発生することが予想されるが、交通障害等により消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になること

から、救出や救護については各事業所で行えるように、事前の教育、訓練が必要となります。

- (6) 各事業所は、震災時の任務分担に応じて被害状況等を正確に把握し、確実に責任者（自衛消防隊長等）に報告する必要があります。責任者は、正確な情報を素早く入手するとともに、必要な情報を災害対策本部で集約し、活動に反映させなければなりません。
- (7) 地震による火災の延焼拡大等により地域全体が危険になった場合は、あらかじめ定めた避難場所に速やかに避難しなければなりません。
- (8) 従業員等の施設内待機等
 - イ 管理権原者は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、別表7のチェックリストの項目に従い、建物の構造や防火設備、避難施設を含めた建物全体のチェック項目を点検します。
 - ウ 管理権原者は、施設に安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難所等へ避難させます。一時滞在施設等の開設状況は、愛知県や春日井市のホームページ、マスメディア等から収集することができます。

10 防火・防災教育

ポイント

防火管理業務に従事する者に対し、消防計画の周知、業務の効果的な推進を図るための方策及び業務に必要な知識等について徹底し、全従業員に対しては適時適切な防火・防災教育を実施する必要があります。

1 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育は、防火管理者自ら又は教育実施対象者に関わりの深い責任者を指定して行わせる必要があります。

また、防火・防災教育の実施にあたっては、項目ごとに指導し、場合によっては次に示すような確認表を活用して効果を確認することも必要です。なお、効果を確認した結果を分析し、不足していると思われる事項については次回の防火・防災教育で重点的に行う必要があります。

例

確認日	年　月　日	～	年　月　日		
実施者	職	氏名			
対象者	氏名	確　認　事　項			
1	あなたの持ち場近くの消火器（2か所以上）の位置を覚えていますか。				
2	消火器を使えますか。				
3	火災時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。				
4	緊急時に使用される暗号放送の意味を覚えていますか。				
5	自衛消防隊員としてのあなたの任務を覚えていますか。				
6	非常口の位置と各階段の名称を覚えていますか。				
7	喫煙について、守らなければならないことを覚えていますか。				
8	火気使用設備器具の使用の際に守るべきことを覚えていますか。				
9	避難器具の設置位置を覚えていますか。				
10	屋内消火栓設備を使えますか。				
11	防火戸について注意すべきことを覚えていますか。				
12	物品などを絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。				
確認結果	／12 点				

2 自衛消防隊員等の育成

管理権原者は、常に自衛消防の組織の整備を図り、自衛消防隊員の育成を行わなくてはなりません。

11 訓　練

ポイント

訓練は、火災が発生した場合に消防隊が現場に到着するまでの間に、各事業所が消火設備や避難設備等を活用して迅速・的確に人命の安全確保と災害の拡大防止の措置をとれるようにするものです。

1 訓練の実施時期等

- (1) 実施時期の欄には各訓練を実施する月を、備考欄には訓練指導者名等を記入します。
なお、不特定多数の者が利用する特定防火対象物においては、消火訓練と避難訓練を年2回以上実施することが義務付けられています。（消防法施行規則第3条第10項）
- (3) 訓練の参加は、自衛消防隊員のみでなく、すべての従業員等がいずれかの訓練に参加できるようにローテーションを組むなどして計画しなくてはなりません。
- (4) 防火管理者は訓練を実施する際は、その実施計画を施行令第3条第11項に定める事前の通報に代えて「自衛消防訓練等実施計画（結果）届出」で春日井市消防長へ届け出なければなりません。

2 防火管理者は、消防計画に基づき実施した訓練について実施結果を検討し、指導事項を次回の訓練に反映させなければなりません。

12 防火管理業務の委託等

ポイント

該当する事業所と該当しない事業所がありますので、該当する場合は「該当」に○を、該当しない場合は「非該当」に○を付けます。

- (1) 防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の委託した者からの指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するように定めます。
- (2) 受託した防火管理業務内容について、定期的に防火管理者等に報告させるという形で、委託者と受託者の連絡が密になるように定めておく必要があります。
- (3) 別表8「防火管理業務の一部委託状況表」には、施行規則第3条第2項に基づき
 - ① 受託者の住所・氏名
 - ② 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法について記載する必要があります。
また、防火管理業務の委託を行う場合は委託者と受託者の間で契約を結び、その契約内容を明らかにした「防火管理業務の委託に関する契約書」といった書面が交付されていることが必要となります。（消防法施行規則第2条の2第2項）
防火管理業務の委託を行う場合は、「防火管理業務の委託に関する契約書」等の契約内容のわかる書類の写しを提出しなければなりません。
- (4) 管理権原者は、別表9「防火管理業務の一部委託契約書等の内容チェック表」を活用して、受託者との契約内容等に漏れがないかどうか確認し、消防計画に添付します。

13 避難経路図の掲出

建物利用者に周知させることができる場所に掲出する避難経路図を、別図「避難経路図」に建物平面図に矢印で避難方向を明示するなどして作成し、消防計画に添付してください。

避難経路図には、避難施設や消防用設備等の設置位置、避難上の注意事項等も記載することが望されます。

14 附 則

作成した消防計画の運用を開始する日を定め、記入してください。

例 * この計画は、_____年____月____日から施行する。

別表1

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

管理権原者 役職・氏名 代表取締役 ○○ ○○				担当者の任務		
防火管理者 役職・氏名 店長 ○○ ○○		防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の防火管理業務の統括責任者 防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 			
担当区域	氏名		担当区域	氏名		
地下1階	保安室長 ○○地一郎	保安室 ○○○○	防火担当責任者	・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。		
	駐車場 ○○○○	火元責任者 ○○○○	火元責任者	・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。		
1階	1階売場主任 ○○一郎	日用品売場 ○○○○			従業員の注意事項	
2階	2階売場主任 ○○二郎	婦人服売場 ○○○○			1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気使用設備器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11 電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。 13 その他	
3階	3階売場主任 ○○三郎	紳士服売場 ○○○○			<u>(1) シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込まないこと。</u> <u>(2) 色別された避難通路へのみ出し陳列（ワゴン、平台、ハンガーなど）は、行わないこと。</u> <u>(3) 裸火の使用又は危険物品を持ち込むときは、防火管理者の承認を得ること。</u> <u>(4) 店内で、喫煙しているお客様を発見した場合は、直ちに制止すること。</u>	
4階	4階売場主任 ○○四郎	家具売場 ○○○○				
5階	5階売場主任 ○○五郎	子供服売場 おもちゃ ○○○○				
6階	6階売場主任 ○○六郎	飲食店街 ○○○○				

別表 1 の用途別の従業員の注意事項

別表 1 の従業員の注意事項の「その他」欄には、各用途に応じて次の内容等必要な事項を記入する。

(1) 劇場等

- ア 場内で喫煙している観客を発見した場合は、直ちに制止すること。
- イ 観客には、喫煙場所以外では、喫煙させないこと。
- ウ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- エ 舞台部両そで、奈落、大道具室、小道具室等は、整理整頓すること。
- オ 舞台装置としての臨時配線は、適正かつ慎重に使用し、異常を発見した場合は直ちに防火管理者に報告すること。

(2) キャバレー等

- ア お客様が吸ったたばこは、完全に消して、指定の場所に捨てること。
- イ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- ウ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。

(3) 遊技場等

- ア お客様の入替えごとに吸殻、ゴミくずの処理を行う。
- イ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- ウ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- エ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(4) 飲食店等

- ア お客様が吸ったたばこは、完全に消して、指定の場所に捨てること。
- イ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- ウ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- エ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(5) 百貨店等

別表 1 の例示のとおり。

(6) ホテル等

- ア チェックインした宿泊客には、必ず避難経路図の貼付位置と非常口の位置を教えること。
- イ チェックアウトした室内の火の元を確認し、宿泊客が吸ったたばこは、完全に消して指定の場所に捨てること。
- ウ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- エ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- オ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(7) 病院等

- ア 入院患者や入所者等には、喫煙場所以外では、喫煙させないこと。
- イ 手術準備室で使用する煮沸消毒器は、可燃物との接触、からだき、消し忘れに注意すること。
- ウ 施設内で生活訓練、職業訓練に伴う火気使用設備器具を使用する場合は、職員による作業中の巡回、作業終了後の火気点検を実施すること。（社会福祉施設等）

(8) 幼稚園等

- ア 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- イ 担任以外の先生の指示にも従って行動できるよう教育しておくこと。
- ウ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(9) その他の用途

- シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。

別表2-1

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

* 4 月

実施責任者		* <u>1</u> 階 火元責任者 <u>〇〇〇〇</u>		担当区域		* <u>1</u> 階 <u>日用品売場</u>	
日	曜日	実 施 項 目					
		ガス器具のホース老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気使用設備器具の設置・使用状況	吸殻の処理	倉庫等の施錠管理	その他（共用部分の可燃物の有無等）
1	月	○	○	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○
3	水			定休日			
4	木	○	○	○	○	○	○
5	金	○	○	×	○	○	○
6	土	○	○	○	×	○	○
7	日	○	○	○	○	○	○
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防火管理者
確 認

別表2-2

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者		*火元責任者 <u>〇〇〇〇</u>	担当範囲		* <u>1</u> 階 <u>日用品売場</u>
実施日時		4/1 10時	4/1 16時	4/2 9時	4/2 18時
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害	避難口	南側出入口	○	○	○
		東側出入口	○	○	○
	廊下	北側廊下	○	○	○
		避難通路	○	○	○
	階段	A階段	✗ ダンボール	○	○
		B階段	○	○	○
閉鎖障害	防火戸 防火シャッター	A階段防火戸	○	○	○
		B階段防火戸	○	○	○
		売場内シャッター	○	○	○
操作障害等	屋内 消火栓	消火栓箱	○	○	○
		扉の開閉障害	○	○	✗ 商品在庫
	自動火災 報知設備	受信機のスイッチ	○	○	✗ 「断」
		発信機の周囲	○	✗ カート	○
備考			ダンボール除去 防火管理者 報告済み	カート除去 防火管理者 報告済み	スイッチ復旧 防火管理者 報告済み
実施責任者		*火元責任者	担当範囲		* <u>1</u> 階
実施日時					
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害	避難口				
	廊下				
	階段				
閉鎖障害	防火戸 防火シャッター				
操作障害等	屋内 消火栓	消火栓箱			
		扉の開閉障害			
	自動火災 報知設備	受信機のスイッチ			
		発信機の周囲			
備考					
(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。					防火管理者 確認
(凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修					

別表3

自主検査チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	○
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	○
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	○
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	○
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	○
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部に緩み・浮きがないか。	○
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	○
防 火 ・ 防 災 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	○ ○ ○
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	○ ×
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○ ○ ○ ○
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	○ ○ ○ ○

火 氣 使 用 設 備 器 具	(1)	厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等		○ ○ ○ ○ ○
		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。		
		② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。		
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。		
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。		
	(2)	暖房器具（ガストーブ、石油ストーブ等）		○ ○
		① 自動消火装置は、適正に機能するか。		○
		② 火気周囲は、整理整頓されているか。		○
電 氣 設 備	(1)	変電設備		○ ○ ○
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。		○
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。		○
	(2)	電気器具		○ ○
		① タコ足の接続を行っていないか。		○
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		○
危 險 物 施 設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		① 標識は掲げられているか。		○
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。		○
		③ 換気設備は適正に機能しているか。		○
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。		○
		⑤ 整理清掃状況は適正か。		○
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。		○
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所		○ ○ ○
		① 標識は掲げられているか。		○
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。		○
		③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。		○
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日
消防 一郎		年 月 日		防火 管理者確認 防火 太郎

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修

別表4

自主検査チェック表「消防用設備等」

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (26年9月1日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○ ○ ○ ○ ○
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (26年9月1日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	× ○ ○ ○
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	斜線
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	斜線
泡消火設備 (固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	斜線
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	斜線
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	斜線
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	斜線
自動火災報知設備 (住戸用・共同住宅用含む) (26年9月1日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○ ○ ○ ○
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	斜線
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	斜線

非常ベル (共同住宅用含む) (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常放送設備 (26年9月1日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	○ ○
避難器具 (26年9月1日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○ ⊗ ○ ⊗ ○
誘導灯 (年月日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカ一等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年月日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (26年9月1日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	○ ○ ○ ○ ○
非常コンセント設備 (年月日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名	※防火管理者確認	
防火太郎	防火太郎	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表5

事業所自衛消防隊の編成と任務

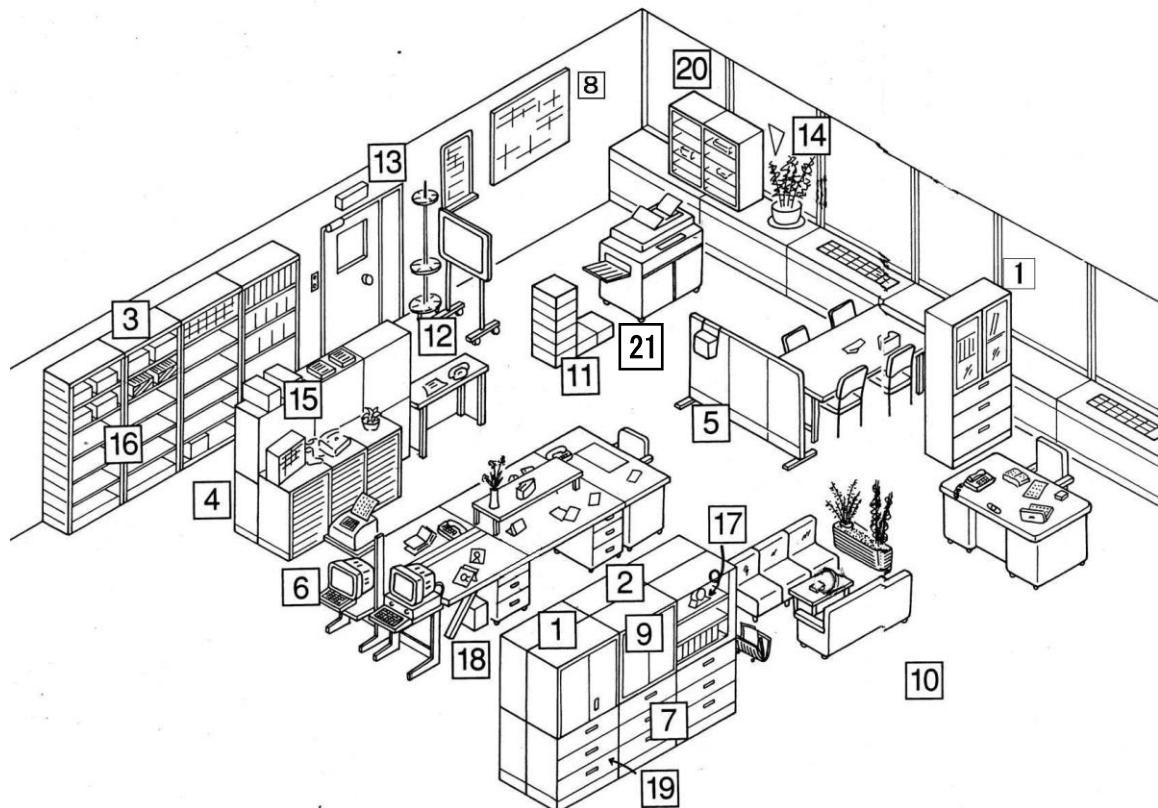
自衛消防隊 隊長 <u>* ○○○○部長</u>	(* 営業 時間帯 10時00分～20時00分)		
班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発令された場合の組織編成	警戒宣言が発令された場合の任務
通報連絡（情報）班 班長 * <u>△△△△課長</u> 班員 <u>○○○○他〇名</u>	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表等の活用)	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班 班長 * <u>○○○○課長</u> 班員 <u>○○○○他〇名</u>	1 出火場所への急行 2 消火器等による初期消火	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避難誘導班 班長 * <u>□□□□課長</u> 班員 <u>○○○○他〇名</u>	1 出火時における避難者の誘導 2 負傷者及び逃げ遅れた者の確認 3 非常口の開放及び開放の確認 4 避難障害物品の除去	避難誘導班は、避難誘導担当として編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班 班長 * <u>○○○○係長</u> 班員 <u>○○○○他〇名</u>	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れた者の救出	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	1 危険箇所の補強、整備を行う。 2 救出資器材等の確認を行う。
安全防護班 班長 * <u>□□□□係長</u> 班員 <u>○○○○他〇名</u>	1 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

事業所自衛消防隊の編成表作成上の留意事項（別表5）

- 1 * _____の部分は、当該事業所に即した内容とすること。
- 2 時間帯については、当該事業所の営業時間帯又は就業時間帯を記入すること。
- 3 事業所自衛消防隊長の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に間隙がないよう定めること。
- 4 時間帯欄により構成員の数が変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。
- 5 従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なることにより、前4による対応が困難な場合は、別の編成を作成すること。この場合、「事業所自衛消防隊編成表1」、「事業所自衛消防隊編成表2」等の方法により、編成表名を変えること。また、それぞれの編成を適用する時間帯を時間帯欄に、「適用時間帯」として記入すること。
- 6 事業所の自衛消防隊の自衛消防隊長、各班については、構成人数及び班長、班員の役職名等を記入すること。
- 7 事業所の自衛消防隊に本部隊のほか地区隊を設ける場合は、別途、別表5に準じた「自衛消防隊地区隊の編成と任務」表を作成し、地区隊の活動範囲、地区隊長、地区隊の各班について、構成人数及び班長、班員の役職等必要事項を記入したもの添付すること。

別表6

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト



項目	チェック
1 背の高い家具を単独で置いていない	
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3 壁面収納は壁・床に固定している	
4 二段重ね家具は上下連結している	
5 ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している	
6 OA機器は落下防止してある	
7 引出し、扉の開き防止対策をしている	
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10 床につまずきやすい障害物や凹凸はない	
11 避難路に物を置いていない	
12 避難路に倒れやすいものはない	
13 避難出口は見えやすい	
14 非常用進入口に障害物はない	
15 家具類の天板上には物を置いていない	
16 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
17 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	
18 デスクの下に物を置いていない	
19 引出し、扉は必ず閉めている	
20 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	
21 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている	

別表 7

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目	点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体			
1 建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。 傾いているように感じる。	○ ○	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2 建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。	○ ✗	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3 隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	○ ○ ○	建物を退去 建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）			
1 床	傾いている、又は陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。	○ ○	立入禁止 要注意/要修理
2 壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。	○ ○ ✗	要注意/要修理 立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3 廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。	○ ○	立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4 ドア	ドアが外れている、又は変形している。	○	要注意/要修理
5 窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。 窓が割れている、又はひびがある。	○ ✗	要注意/要修理 要注意/要修理
6 照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。	○ ○	要注意/要修理 要注意/要修理
7 じゅう器等	じゅう器（家具）等が転倒している。 書類等が散乱している。	○ ✗	要注意/要修理/要固定 要注意/要復旧
設備等			
1 電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） 照明が消えている。 空調が停止している。	○ ○ ○	代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
2 エレベーター	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。	✗ ○ ○	
3 上水道	停止している。	✗	
4 下水道・トイレ	水が流れない（あふれている）。	○	使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5 ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。	○ ○	立入禁止/要復旧 要復旧
6 通信・電話	停止している。	○	代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7 消防用設備等	故障・損傷している。	○	代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ			
1 防火シャッター	閉鎖している。	○	要復旧
2 非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。	○	要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3 入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	✗	要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

凡例) ○…良 ×…不備・欠陥

別表 8

防火管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称	株式会社〇〇〇〇		
管理権原者氏名 (法人の場合、その名称)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 春日井市〇〇町 1 丁目 1 番地 1		
再受託者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 一部有	<input type="checkbox"/> 全部
防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			
氏名 (名称)	〇〇ビル管理株式会社 春日井営業所		
住所 (所在地)	0 5 6 8 - 8 5 - 〇〇〇〇		
担当事務所 (電話番号)	春日井市鳥居松町 5 丁目〇〇番地 1		
受託者の行う 防火管理業務の範囲 及び方法	常駐方法	□出火防止業務 (火気使用箇所の点検監視など)	<input type="checkbox"/> 同左
		□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	<input type="checkbox"/> 同左
		□消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左
		□火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左
		□火災 □地震 □その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
	□初期消火 □避難誘導 □救出・応急救護	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	□通報連絡 □その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	□自衛消防訓練指導	<input type="checkbox"/> 同左	
	□その他防火上必要な事項()	<input type="checkbox"/> その他()	
	常駐場所		
常駐人員			
委託する防火対象物の区域			
委託する時間帯			
巡回方法	巡回回数	□出火防止業務 (火気使用箇所の点検など)	<input type="checkbox"/> 同左
		□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	<input type="checkbox"/> 同左
		□消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左
		□火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左
		□火災 □地震 □その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
□初期消火 □避難誘導 □救出・応急救護	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左		
□通報連絡 □その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左		
□自衛消防訓練指導	<input type="checkbox"/> 同左		
□その他防火上必要な事項()	<input type="checkbox"/> その他()		
巡回回数			
巡回人員			
委託する防火対象物の区域			
委託する時間帯			
遠隔移報方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左
		□火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左
		□火災 □地震 □その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		□初期消火 □避難誘導 □救出・応急救護	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		□通報連絡 □その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
	□その他防火上必要な事項()	<input type="checkbox"/> その他()	
	現場確認要員の待機場所	春日井営業所内 事務所	
	到着所要時間	通報から 10 分以内	
委託する防火対象物の区域	店舗全域		
委託する時間帯	20:00～翌9:00		

(備考) 「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

別表9

防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

作成する内容		チェック欄
1 名称・所在		
2 委託業務範囲等		
(1) 範囲（全部、階数、一部等）		
(2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等）		
(3) 契約期間		
(4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。		
3 受託者の厳守事項		
(1) 契約内容を遵守すること。		
(2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮、命令に従うこと。		
(3) 消防計画に基づき業務を行うこと。		
(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。		
(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。		
4 勤務体制等		
(1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報等）		
(2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等）		
(3) 時間、人數、巡回回数、到着所要時間		
(4) 休日、夜間の体制		
(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置		
(6) 資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等）		
5 受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制		
(1) 教育担当者の配置		
(2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等）		
6 出火防止業務		
(1)火気使用箇所の点検等監視業務 ア 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置 イ 火気使用設備、器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認 ウ 吸殻処理状況の確認		
(2)周囲の可燃物の管理等 ア 放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理） イ リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠		
7 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理		
(1) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 (2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況 (3) 避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無 (4) 消火器、消火栓、避難器具、自火報等の損傷又は使用障害の有無 (5) 防災システム異常・故障表示の対応（防災設備不作動表示を含む。） (6) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無		
8 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		
(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置 (2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見） (3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集） (4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） (5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止） (6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用） (7) 空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作） (8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作） (9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、□その他の災害等（ ）） (10) 警戒宣言が発せられた場合の措置		
9 自衛消防訓練の実施		
(1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施 (2) 自衛消防訓練指導者		
10 その他		
(1) 定期的な建物内外の巡回 (2) その他防火管理上必要な事項		
11 再委託をする場合の契約内容等の確認		

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

建物の平面図を活用し、
避難経路を矢印で記入したものを
添付すること。
書式にあっては、この限りでなく
任意の書式でも可とする。